農地法第３条申請書添付書類等一覧

●お問い合わせ　　熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎）　　電話　048-588-9985

必要書類		部数	備　考	☑
申請書	農地法第３条許可申請書	3	①　譲受人が個人又は農地所有適格法人の場合、１頁から６頁までを１部とする。 ②　譲受人が解除条件付き一般法人又は営農型太陽光に伴う地上権設定の場合は１頁から９頁までを１部とする。	□
	別紙３	3	譲受人が農地所有適格法人である場合。	□
添　付　書　類　一　覧				
共通書類	土地全部事項証明書	1	原本、法務局で発行されたもの（３か月以内）。	□
	公図の写し	1	熊谷市資産税課、各行政センター税務係、もしくは法務局にて取得（３か月以内）、申請地を朱書きで明示。	□
	申請地の位置を示す地図	1	申請地の位置がわかるもの。申請地を朱書きで明示。	□
	作付計画書	1	所定様式に記載し提出。	□
場合によって必要とされる書類				
申請資格関係	委任状（代理申請の場合）	1	譲渡人、譲受人双方のもの。譲渡人又は譲受人の片方が手続きを行う場合であっても、手続きを行わない申請人からの委任が必要。	□
	本人確認書類	1	【1点の確認が必要なもの】 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書　等 【2点の確認が必要なもの】 健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書　等 【届出者が法人の場合】 法人の履歴事項全部証明書	□
	譲受人の住民票の写し	1	譲受人が市外居住者の場合又は所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合（３か月以内、マイナンバーの記載なし）	□
	民事調停等を証する書面	1	競売や公売、民事調停等による単独行為による申請の場合	□
	在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し	1	所有権移転でありかつ、譲受人の国籍が日本ではない場合に提出。	□
別添	資金計画書及び見積書、残高証明書又は融資証明書	1	大農機具（１-２（2））をこれから導入する予定である場合に提出。	□
法人関係	定款又は寄附行為の写し	1	譲受人が法人である場合に提出。	□
	株主名簿（組合員名簿）	1	譲受人が株式会社（農事組合法人）の農地所有適格法人である場合に提出。	□
	地域との役割分担についての確約書	1	解除条件付貸借の場合にあって、農地等の適正な利用を確保するための条件が付されている確約書や契約書の写しを提出。（作成されている場合）	□
	認定発展計画の写し	1	認定経営発展法人が譲渡人の場合に提出。	□
新規就農	確認書及び営農計画書	1	所定様式に記載し提出。	□
	営農計画書	1	所定様式に記載し提出。	□
その他	その他参考になるべき書類	1	申請の内容に応じて求められる書類等。 （例）損益計算書の写し、総会議事録の写し 市外に農地を所有している場合、その市町村の農地台帳　等	□